

共済貸付利率のご案内 (令和2年12月・令和3年1月貸付分適用)

お問い合わせ ☎
経理 貸付班 043-223-4122

種 別	年利 (A)	保険料充当金率 (B)	実質利率 (A) + (B)
一般、住宅、教育、医療、結婚、葬祭	1.26%	0.06%	1.32%
住宅災害、災害	0.93%		0.99%
介護構造部分に係る住宅・住宅災害	1.00%		1.06%

※貸付けの金利は、変動金利です。

※平成19年3月までに貸付けを受けた方については、(A)の利率のみが適用されます。

一部繰上償還を実施します

実施は1月と7月のみ
年に2回のチャンスです!

お問い合わせ ☎
経理 貸付班 043-223-4122

一部繰上償還は、借受人の希望により貸付金の一部を繰り上げて返済することができる制度です。元金が減ると、利息の負担も少なくなります。自己資金を把握して計画的に申込みましょう。

申出締切日 **令和2年12月10日(木)必着** (期限にかかわらず、早めの提出をお願いします。)

申出方法 「一部繰上償還申出書(様式第11号)」を作成し、**84円切手2枚を添付**の上、郵送又は持参してください。※申出書は、所属所保管の「貸付事務の手引き」からコピーするか、当支部ホームページからダウンロードして使用してください。

手続きの流れ(1月一部繰上償還)

支部へ申出書を提出
(12月10日支部必着)

支部から所属へ
振込用紙を送付
(12月下旬)

各自、金融機関にて振込み
(1月1日~1月15日まで)

償還可能金額

償還方法	一部繰上償還可能金額
毎月償還のみの方	10万円以上
ボーナス併用償還の方	20万円以上

※左記金額の1円単位でお申しいただけます。

※ボーナス併用償還の方は、一部繰上償還される金額の半分以上を、ボーナス償還金として償還してください。

全額繰上償還について

貸付金の全額を繰り上げて返済することのできる全額繰上償還は、**6・8・9・10・12・2・3月に実施**します。全額繰上償還を希望する月の前月10日までに、「全額繰上償還申出書」と**84円切手1枚**を提出してください。

償還表について

現在借受中の貸付金残高について、**個人情報保護のため、電話での照会はありません**。貸付時、もしくは利率改定時に配布した「**償還表**」でご確認ください。「償還表」を紛失した場合は、再発行いたしますので、当支部までご連絡ください。